

第 11 期

分別収集計画

令和 7 年 7 月

茨城県鉾田市

もくじ

1. 計画策定の意義	2
2. 基本的方向	2
3. 計画期間	2
4. 対象品目	3
5. 各年度における容器包装廃棄物排出量の見込み (法第 8 条第 2 項第 1 号)	3
6. 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方針に関する事項 (法第 8 条第 2 項第 2 号)	3
7. 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の 収集に係る分別の区分 (法第 8 条第 2 項第 3 号)	4
8. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び 容器包装リサイクル法第 2 条第 6 項に規定する主務省令で定める物の量の 見込み (法第 8 条第 2 項第 4 号)	5
9. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び 容器包装リサイクル法第 2 条第 6 項に規定する主務省令で定める物の量の 見込みの算定方法	6
10. 分別収集を実施する者に関する基本的な事項 (法第 8 条第 2 項第 5 号)	6
11. 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項 (法第 8 条第 2 項第 6 号)	6
12. その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項	6

1. 計画策定の意義

本市の豊かな自然と安全・安心な生活環境を将来の世代へ引き継いで行くためには、市民、事業者、行政がそれぞれの役割を果たし、ごみの発生抑制、再資源化を推進することで、環境負荷の少ない社会の仕組みを構築していくことが重要である。

本市では、従来の大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられたライフスタイルを見直し、将来的に持続可能な「循環型社会」を実現するため、平成 19 年 3 月の銚田市一般廃棄物処理基本計画策定において、「循環型社会の形成推進による豊かな自然環境と安全・快適な生活環境の保全」を基本理念として掲げ、「ごみの減量化と資源化の推進」「環境への負荷の低減を目指した適正なごみ処理事業」の推進に努めてきた。

また近年においては、海洋プラスチックごみの流出による海洋汚染が問題とされ、生態系や人への影響の懸念から、一方向的なプラスチックの排出抑制や分別収集の徹底等の対策を積極的に行うことが急務とされている。こうした現状を鑑み、すべての関係者が一体となって、これまで以上に効率的、効果的に推進を図ることが求められる。

このような状況を踏まえ、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第 8 条に基づき、本計画を策定することで、一般廃棄物のうち大半を占めている容器包装廃棄物の分別収集のための基準とし、地域における容器包装廃棄物の 3 R（リデュース・リユース・リサイクル）の一層の推進を図ることで、資源の有効活用及び一般廃棄物の最終処分量の削減による環境負荷の抑制を目指すものである。

2. 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示す。

- ①「自然環境と人々の暮らしが共存する社会の形成」に向け、環境への負荷を軽減した循環型社会の形成
- ②ごみの排出を抑制しリサイクルを促進するための地域社会づくり
- ③環境の保全と市民が快適な生活を送れるための地域性に即した廃棄物の適正処理の推進
- ④資源ごみを利用した再生品、再利用品への認識を深め、積極的な利用促進を図る

3. 計画期間

本計画の計画期間は令和 8 年 4 月から令和 13 年 3 月までの 5 年間とし、3 年ごとに見直しを行う。（次期見直しは令和 10 年度）

4. 対象品目

本計画は容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙製容器、段ボール、紙製容器包装、ペットボトルを対象とする。

5. 各年度における容器包装廃棄物排出量の見込み（法第8条第2項第1号）

容器包装廃棄物	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
	452 t	444 t	436 t	428 t	422 t

6. 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項

（法第8条第2項第2号）

容器包装廃棄物の排出抑制の促進を図るため、以下の方策を実施する。

なお、実施にあたっては、市民・事業者・行政がそれぞれの役割と責任を果たし、相互に協力、連携を図ることで、ごみの排出抑制に努め、環境への負荷の低減、省資源化への取り組みをしていくものとする。

(1) 環境教育、啓発活動の実施

ごみ処理の現状及び逼迫したごみ処理施設等についての認識を深めるため、処理施設の見学会等の実施や広報の活用等により、3Rの推進を図る。

(2) 買い物袋の持参の徹底

買い物の際のマイバッグ持参の普及啓発等を実施し、余剰包袋削減に努めていく。

(3) 不法投棄防止に対する取組

山林や道路周辺への不法投棄を監視するため、不法投棄防止監視員制度による地域の監視活動を進め不法投棄をされない環境づくりに努める。

7. 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

分別収集をする容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器	缶
主としてガラス製の容器 ・無色のガラス製容器 ・茶色のガラス製容器 ・その他のガラス製容器	ガラスびん
主として紙製の容器であって、飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く）	飲料用紙パック
主として段ボール製の容器	段ボール
主として紙製の容器包装であって、上記以外のもの	飲料用紙パック、段ボール以外の和製容器包装
主としてポリエチレンテレフタレート製の容器であって、飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの	ペットボトル

8. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み（法第8条第2項第4号）

区 分	令和8年度		令和9年度		令和10年度		令和11年度		令和12年度	
主としてスチール製の容器	100 t		99 t		99 t		98 t		97 t	
主としてアルミ製の容器	70 t		69 t		69 t		68 t		68 t	
無色のガラス製容器	(合計) 4 t									
	(引渡) 4 t	(独自) 0 t								
茶色のガラス製容器	(合計) 4 t									
	(引渡) 4 t	(独自) 0 t								
その他のガラス製容器	(合計) 3 t									
	(引渡) 3 t	(独自) 0 t								
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く）	1 t		1 t		1 t		1 t		1 t	
主として段ボール製の容器	216 t		215 t		213 t		212 t		210 t	
主として紙製の容器包装であって上記意外のもの	(合計) 0 t									
	(引渡) 0 t	(独自) 0 t								
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料又はしょうゆ、その他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	(合計) 76 t		(合計) 75 t		(合計) 75 t		(合計) 74 t		(合計) 74 t	
	(引渡) 76 t	(独自) 0 t	(引渡) 75 t	(独自) 0 t	(引渡) 75 t	(独自) 0 t	(引渡) 74 t	(独自) 0 t	(引渡) 74 t	(独自) 0 t
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 0 t									
	(引渡) 0 t	(独自) 0 t	(引渡) 0 t	(独自) 0 t	(引渡) 0 t	(引渡) 0 t	(独自) 0 t	(引渡) 0 t	(独自) 0 t	(引渡) 0 t
うち白色トレイ	(合計) 0 t									
	(引渡) 0 t	(独自) 0 t	(引渡) 0 t	(独自) 0 t	(引渡) 0 t	(引渡) 0 t	(独自) 0 t	(引渡) 0 t	(独自) 0 t	(引渡) 0 t

9. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物等の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

= 直近年度の分別基準適合物等の収集実績 × 人口変動率

なお、人口変動率は、銚田市一般廃棄物処理基本計画における人口見込値の変動率とし、令和元年4月の人口実数を基に次のとおり設定した。

令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
46,257人 (前年度対比)	45,914人 (前年度対比)	45,571人 (前年度対比)	45,228人 (前年度対比)	44,885人 (前年度対比)
99.3%	99.3%	99.3%	99.3%	99.2%

10. 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

分別収集は現行の収集体制を活用して行う。

なお、現在、自治会や市民団体による集団回収が進んでいる飲料用紙製容器については、引き続きこれらの団体が分別収集を実施することとする。

11. 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

当面、一般集積所で回収したスチール製容器、アルミ製容器、ペットボトルについては、当市の再資源化施設で選別、圧縮保管する。ダンボール製容器、飲料用紙製容器、ガラス製の容器（無色、茶色、その他）については、当市処理施設にて保管する。

12. その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

- ①毎年度、容器包装の分別収集量、選別保管等に係る費用の把握に努め、費用削減に向けた分析、検討を行い必要な措置を講ずる。
- ②広報やパンフレット等により、住民へ広く情報提供することにより、「意識改革」の推進を図る。
- ③市民や事業者の意見、要望を反映させ、容器包装廃棄物の分別収集を円滑かつ効果的に進めた推進体制を整備する。